



三次市監査委員告示第5号

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、財政的援助を行った団体の監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により別紙のとおり公表する。

令和8年3月23日

三次市監査委員 升 本 美知子

三次市監査委員 増 田 誠 宏



監 査 結 果

1 監査の対象団体及び担当部署

一般財団法人三次国際交流協会【担当部署：地域共創部共生社会推進課】

こうぬカーターピーナッツ収穫祭実行委員会【担当部署：甲奴支所】

2 監査の実施期間

令和7年12月12日から令和8年3月23日まで

3 監査の目的及び方法

令和6年度に三次市が交付した補助金について、その交付の目的に沿って、事業、出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているか監査した。

監査の方法は、監査対象団体及び担当部署に関係書類の提出を求め、その全部または一部について調査するとともに、実地調査及び関係者から説明を聴取することにより実施した。

4 監査の結果

監査対象団体に交付された補助金について監査した結果、関係書類等を監査した限りにおいて、おおむね適正に処理されているものと認められたが、一部に是正または改善を行うことが適当であると考えられる事項が認められた。

なお、次に掲げるものを要望事項とし、指摘事項・意見等の詳細については、監査の講評及び過程において監査対象団体及び所管部署に伝達したので省略する。

(1) 財政援助団体に対する要望事項

財政援助に係る事務において、交付申請や実績報告その他文書に、記載誤りや添付文書の脱漏・誤りが見受けられたが、団体における監査で指摘が行われていなかった。また、財政援助を受ける事業の目標や評価について、団体として予め指標等を定め、効果検証を具体的に行ったことが確認できなかった。

団体における決裁や監査，事業評価について，適切に実施されるよう，改善を図られたい。

(2) 財政援助の所管部署に対する要望事項

補助金交付に係る審査が適切に行われておらず，交付決定や交付確定に係る文書について記載誤り等が見受けられた。また，財政援助事業について予め指標等を定め，効果検証を具体的に行ったことが確認できなかった。

漫然とした財政援助や決裁事務等を行うことなく，財政援助に係る審査・指導を適切に実施し，補助金の使途について透明性を確保するとともに，交付の目的やその効果等を検証し，適時適切に改善を図られたい。